



## 一、相关新法令、新政策

### ● 外债登记管理办法

- 【发布单位】国家外汇管理局  
 【发布文号】汇发〔2013〕19号  
 【发布日期】2013-04-28  
 【实施日期】2013-05-13  
 【内容提要】该办法对现行外债登记管理流程进行了优化，简化了外债登记管理环节，取消了部分外债管理审批事项，除外债签约登记外，外债账户开立、资金结汇和还本付息等均由外汇指定银行直接审核办理。该办法的主要内容概括如下：

<b>外债登记</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外商投资企业应在规定时间内到所在地外汇局办理外债签约逐笔登记或备案手续。</li> </ul>
<b>外债账户的开立等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外商投资企业在办理外债签约登记后，可直接向境内银行申请开立外债账户。</li> <li>根据外商投资企业的申请，银行在履行必要的审核程序后，可直接为其开立、关闭外债账户以及办理外债提款、结售汇和偿还等手续。</li> </ul>
<b>结售汇管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外商投资企业借用的外债资金可以结汇使用。外商投资企业在办理外债资金结汇时，应遵循实需原则，持规定的证明文件直接到银行办理。</li> <li>银行应按照有关规定审核证明文件后，为外商投资企业办理结汇手续。</li> </ul>
<b>外债资金的用途</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>债务人借款合同中约定的外债资金用途应当符合外汇管理规定。</li> <li>短期外债原则上只能用于流动资金，不得用于固定资产投资等中长期用途。</li> </ul>
<b>外保内贷的外汇管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>符合规定的外商投资企业向境内金融机构借款时，可以接受境外机构或个人提供的担保（即，外保内贷）。</li> <li>外商投资企业办理境内借款接受境外担保的，可直接与境外担保人、债权人签订担保合同。</li> <li>发生境外担保履约的，外商投资企业应到所在地外汇局办理外债登记，担保履约额应纳入外商投资企业外债规模管理。</li> </ul>

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 外債登記管理弁法

- 【発布機関】国家外貨管理局  
 【発布番号】匯発〔2013〕19号  
 【発布日】2013-04-28  
 【実施日】2013-05-13  
 【概要】本弁法は、現行の外債登記管理手順に対する最適化を行い、外債登記管理段階を簡素化して、一部の外債管理審査許可事項を廃止し、外債契約締結登記を除き、外債口座開設、資金人民元転および元本返済利払いなどはいずれも外貨指定銀行が直接に審査処理する。本弁法の内容は以下の通りである。

<b>外債登記</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外商投資企業は所定の期間までに所在地の外貨管理局にて外債契約締結毎の登記または届出手続きを行わなければならない。</li> </ul>
<b>外債口座の開設など</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外商投資企業は外債契約締結登記後、直接に国内の銀行に対し外債口座の開設を申請することができる。</li> <li>外商投資企業の申請に基づき、銀行は必要な審査手続きを行った上で、当該企業のために外債口座開設、抹消および外債の引出し、人民元転・外貨売渡ならびに弁済などの手続きを直接行うことができる。</li> </ul>
<b>人民元転・外貨売渡管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外商投資企業が借受けた外債資金は人民元転して使用することができる。外商投資企業が外債資金の人民元転手続きを行う際、実際に必要な分のみという原則に従い、所定の証明書類を用意して直接銀行にて手続きを行う。</li> <li>銀行は関連規定に従って証明書類の審査を行った上で、外商投資企業のために人民元転手続きを行わなければならない。</li> </ul>
<b>外債資金の用途</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務者の借入契約に決められた外債資金の用途は外貨管理規定に合致しなければならない。</li> <li>短期外債は原則として流動資金にのみ用いることができ、固定資産投資などの中長期用途に用いてはならない。</li> </ul>
<b>国外担保による国内貸付に関する外貨管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定を満たす外商投資企業が国内金融機関より借入を行う際、国外機構または個人からの担保提供を受けることができる（即ち、国外担保による国内貸付）。</li> <li>外商投資企業が国内借入で国外担保を受ける場合、直接に国外担保者、債権者と担保契約を締結することができる。</li> <li>国外担保の契約履行が生じた場合、外商投資企業は所在地の外貨管理局にて外債登記手続きを行わなければならない、担保履行額を外商投資企業の外債規模管理枠内に計上しなければならない。</li> </ul>

对外转让不良资产的外汇管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>境内机构对外转让不良资产，应按规定获得批准。</li> <li>对外转让不良资产获得批准后，境外投资者或其代理人应到外汇局办理对外转让不良资产备案手续。</li> <li>受让不良资产的境外投资者或其代理人通过清收、再转让等方式取得的收益，经外汇局核准后可汇出。</li> </ul>

与该办法同时发布的，还有《外债登记管理操作指引》和废止法规目录。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.gov.cn/gzdt/att/att/site1/20130503/001e3741a2cc12ed6d6401.pdf>

● **海关特殊监管区域外汇管理办法**

- 【发布单位】国家外汇管理局  
 【发布文号】汇发〔2013〕15号  
 【发布日期】2013-04-23  
 【实施日期】2013-06-01  
 【出台背景】根据《[中华人民共和国外汇管理条例](#)》、《[国务院关于促进海关特殊监管区域科学发展的指导意见](#)》（国发〔2012〕58号）等，国家外汇管理局对《[保税监管区域外汇管理办法](#)》（汇发〔2007〕52号）进行全面修订，形成了《[海关特殊监管区域外汇管理办法](#)》。

【内容提要】根据该办法：

海关特殊监管区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>海关特殊监管区域，包括保税区、出口加工区、保税物流园区、跨境工业区、保税港区、综合保税区等海关实行封闭监管的特定区域。</li> <li>保税物流中心（A、B型）、出口监管仓库、保税仓库、钻石交易所等，参照适用该办法。</li> </ul>
监管范围及监管对象
<ul style="list-style-type: none"> <li>外汇局依法对区内机构收汇、付汇、购汇、结汇及外汇账户等实施监管。</li> <li>区内机构包括行政管理机关、事业单位、企业及其他经济组织。</li> </ul>
计价结算
<ul style="list-style-type: none"> <li>区内与境内区外之间货物贸易项下交易，可以以人民币或外币计价结算；服务贸易项下交易应当以人民币计价结算。</li> <li>区内机构之间的交易，可以以人民币或外币计价结算。</li> </ul>
监督管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>区内机构采取货物流与资金流不对应的交易方式时，外汇收支应当具有真实、合法的交易基础，银行应当按规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查。</li> </ul>

不良資産の对外譲渡に関する外貨管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>国内機構の不良資産の对外譲渡は、規定に従って許可を得なければならない。</li> <li>不良資産の对外譲渡が許可された後、国外投資者またはその代理人は外貨管理局にて不良資産の对外譲渡届出手続きを行わなければならない。</li> <li>不良資産を譲り受けた国外投資者またはその代理人は資金回収、再譲渡などの方式で得た収益は、外貨管理局の認可を受けた上で送金することができる。</li> </ul>

本弁法と同時に発布されたものとして、「外債登記管理操作手引」および廃止法令目録がある。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.gov.cn/gzdt/att/att/site1/20130503/001e3741a2cc12ed6d6401.pdf>

● **税関特別監督管理区域外貨管理弁法**

- 【発布機関】国家外貨管理局  
 【発布番号】匯発〔2013〕15号  
 【発布日】2013-04-23  
 【実施日】2013-06-01  
 【背景】「[中華人民共和國外貨管理条例](#)」、「[税関特別監督管理区域の科学的発展の促進に関する国务院の指導意見](#)」（[国発〔2012〕58号](#)）などに基づき、国家外貨管理局は「[保税監督管理区域外貨管理弁法](#)」（[匯発〔2007〕52号](#)）に対する全面改正を行い、「[税関特別監督管理区域外貨管理弁法](#)」を制定した。

【概要】本弁法によると、以下の通りである。

税関特別監督管理区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>税関特別監督管理区域には、保税区、輸出加工区、保税物流园区、クロスボーダー工業区、保税港区、総合保税区などの税関が閉鎖的監督管理を行っている特定区域が含まれる。</li> <li>保税物流センター（A、B型）、輸出監督管理倉庫、保税倉庫、ダイヤモンド取引所などは、本弁法を準用する。</li> </ul>
監督管理範囲および監督管理対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨管理局は法に従って、区内機構の外貨受取り、外貨支払い、外貨転、人民元転および外貨口座などに対し監督管理を実施する。</li> <li>区内機構には行政管理機関、公益法人、企業およびその他の経済組織が含まれる。</li> </ul>
外貨計算決済
<ul style="list-style-type: none"> <li>区内と国内区外との間の貨物貿易項目における取引は、人民元建てまたは外貨建てで決済できる。サービス貿易項目における取引は人民元建てで決済しなければならない。</li> <li>区内機構間の取引については、人民元建てまたは外貨建てで決済できる。</li> </ul>
監督管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>区内機構が貨物の流れと資金の流れとが一致しない取引方式を採用する場合、外貨収支は真実且つ適法な取引背景を具備していなければならない。銀行は規定に従って取引証憑の真実性お</li> </ul>

■ 外汇局依法对银行和区内机构的外汇收支进行统计监测,对存在异常或者可疑的情况进行核查或检查。

【法令全文】请点击以下网址查看:  
[http://www.gov.cn/zwgk/2013-05/03/content\\_2395166.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2013-05/03/content_2395166.htm)

よび当該取引証憑と外貨収支の一致性に対する合理的な審査を行わなければならない。  
 ■ 外貨管理局は法に従って銀行と区内機構の外貨収支に対し統計モニタリングを行い、異常または疑いのある状況について審査または検査を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwgk/2013-05/03/content\\_2395166.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2013-05/03/content_2395166.htm)

● 关于执行《工伤保险条例》若干问题的意见

【发布单位】人力资源和社会保障部  
 【发布文号】人社部发〔2013〕34号  
 【发布日期】2013-04-25  
 【实施日期】2013-04-25  
 【内容提要】为贯彻执行已经于2011年01月01日实施的新《工伤保险条例》(国务院令 第586号),该意见明确了“因工外出期间”、“非本人主要责任”、“故意犯罪”、“醉酒或者吸毒”的认定,及工伤认定申请的程序等。  
 【法令全文】请点击以下网址查看:  
[http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201305/t20130502\\_99895.htm](http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201305/t20130502_99895.htm)

● 「労災保険条例」の実施に伴う若干事項に関する意見

【発布機関】人的資源社会保障部  
 【発布番号】人社部発〔2013〕34号  
 【発布日】2013-04-25  
 【実施日】2013-04-25  
 【概要】2011年1月1日に施行された新「労災保険条例」(國務院令 第586号)の実施徹底のため、本意見は「業務目的の外出期間」、「本人に主要責任のない場合」、「故意の犯罪」、「酒酔または麻薬吸引」に関する認定、および労災認定申請の手順などを明確にした。  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201305/t20130502\\_99895.htm](http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201305/t20130502_99895.htm)

● 价格行政处罚证据规定

【发布单位】国家发展和改革委员会  
 【发布文号】发改价监〔2013〕716号  
 【发布日期】2013-04-09  
 【实施日期】2013-07-01  
 【内容提要】该规定明确了价格行政处罚的证据种类、收集、审查和认定等。  
 【法令全文】请点击以下网址查看:  
[http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130423\\_537952.htm](http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130423_537952.htm)

● 價格行政處罰証拠規定

【発布機関】国家發展改革委員會  
 【発布番号】発改価監〔2013〕716号  
 【発布日】2013-04-09  
 【実施日】2013-07-01  
 【概要】本規定は、價格行政處罰の証拠の種類、収集、審査および認定などを明確にした。  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130423\\_537952.htm](http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130423_537952.htm)

● 《零售企业服务管理规范》等 50 项国内贸易行业标准

【发布单位】商务部  
 【发布文号】公告 2013 年第 21 号  
 【发布日期】2013-04-16  
 【实施日期】2013-11-01  
 【内容提要】商务部公布了《零售企业服务管理规范》等 50 项国内贸易行业标准。其中,以下标准提请关注:

标准编号	标准名称
SB/T 10959-2013	零售企业服务管理规范
SB/T 10960-2013	零售企业信用等级评价规范

● 「小売企業サービス管理規範」など 50 項目の国内貿易業界基準

【発布機関】商務部  
 【発布番号】公告 2013 年第 21 号  
 【発布日】2013-04-16  
 【実施日】2013-11-01  
 【概要】商務部は、「小売企業サービス管理規範」など 50 項目の国内貿易業界基準を公布した。その中で、以下の基準は関心に値するものである。

基準番号	基準名称
SB/T 10959-2013	小売企業サービス管理規範
SB/T 10960-2013	小売企業信用等级別評價規範

SB/T 10961-2013	流通企业食品安全预警体系
SB/T 10962-2013	商品经营企业服务质量评价体系
SB/T 10963-2013	商品服务业企业社会责任评价准则
SB/T 10965-2013	媒体购物经营要求
SB/T 10971-2013	装饰装修材料售后服务管理规范
SB/T 10972-2013	建材及装饰材料安全使用技术导则
SB/T 10973-2013	钢铁流通企业诚信体系建设与管理规范
SB/T 10974-2013	钢铁流通行业信息管理规范
SB/T 10976-2013	二手设备市场建设与管理规范
SB/T 10977-2013	仓储作业规范
SB/T 10978-2013	动产质押监管服务规范
SB/T 10979-2013	质押监管企业评估指标
SB/T 10993-2013	家用中央空调拆装和维修服务技术规范
SB/T 11000-2013	酒类行业流通服务规范
SB/T 11004-2013	电子提单（物权凭证）使用规范
SB/T 11005-2013	电子提单（物权凭证）服务系统规范
SB/T 11006-2013	电子一般原产地证明书格式规范
SB/T 11007-2013	国际货物买卖合同核心要素规范
SB/T 11008-2013	用于贸易融资的电子信息查询规范

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201305/20130500109986.shtml>

● **进口食品境外生产企业注册实施目录**

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局  
【发布文号】2013年第62号  
【发布日期】2013-04-28  
【内容提要】根据《[进口食品境外生产企业注册管理规定](#)》，国家质检总局发布了该目录。除已经于2012年被纳入管理的[肉类和水产品](#)外，此次新增了乳品。进口乳品境外生产企业注册实施的过渡期，截至2014年05月01日。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk\\_13386/jlqg\\_12538/zjgg/2013/201305/t20130503\\_355293.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlqg_12538/zjgg/2013/201305/t20130503_355293.htm)

SB/T 10961-2013	流通企业食品安全早期警报系统
SB/T 10962-2013	商品经营企业服务质量评价系统
SB/T 10963-2013	商品服务业企业社会责任评价准则
SB/T 10965-2013	媒体通贩经营要求
SB/T 10971-2013	装饰内装饰材料售后服务管理规范
SB/T 10972-2013	建材および内装材料安全使用技術ガイドライン
SB/T 10973-2013	鉄鋼流通企業信義誠実システムの構築と管理規範
SB/T 10974-2013	鉄鋼流通業界情報管理規範
SB/T 10976-2013	中古設備市場の構築と管理規範
SB/T 10977-2013	倉庫保管作業規範
SB/T 10978-2013	動産抵当監督管理サービス規範
SB/T 10979-2013	抵当監督管理企業査定指標
SB/T 10993-2013	家庭用中央式空調取外し取付けおよび保守サービス技術規範
SB/T 11000-2013	酒類業界流通サービス規範
SB/T 11004-2013	電子船荷証券（物権証憑）使用規範
SB/T 11005-2013	電子船荷証券（物権証憑）サービスシステム規範
SB/T 11006-2013	電子一般原産地証明書様式規範
SB/T 11007-2013	国際貨物売買契約基幹的要素規範
SB/T 11008-2013	貿易融資用電子情報照会規範

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201305/20130500109986.shtml>

● **輸入食品国外生産企業登録実施目錄**

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局  
【発布番号】2013年第62号  
【発布日】2013-04-28  
【概要】「[輸入食品国外生産企業登録管理規定](#)」に基づき、国家品質監督検査検疫総局は本目錄を發布した。既に2012年に管理対象となった[肉類および水产品](#)以外に、今回新たに乳製品が加わった。輸入乳製品の国外生産企業の登録実施に関する移行期間は2014年5月1日までである。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk\\_13386/jlqg\\_12538/zjgg/2013/201305/t20130503\\_355293.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlqg_12538/zjgg/2013/201305/t20130503_355293.htm)

● 危险化学品使用量的数量标准（2013年版）

- 【发布单位】国家安全生产监督管理总局、公安部、农业部
- 【发布文号】国家安全生产监督管理总局、公安部、农业部公告 2013 年第 9 号
- 【发布日期】2013-04-19
- 【出台背景】根据《危险化学品安全管理条例》（国务院令 第 591 号）第 29 条的规定，使用危险化学品从事生产并且使用量达到规定数量的化工企业（属于危险化学品生产企业的除外），应当依照该条例的规定取得危险化学品安全使用许可证。为此，有关部门制定了《危险化学品使用量的数量标准（2013年版）》。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2013/0423/202281/content\\_202281.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2013/0423/202281/content_202281.htm)

● 关于依据国际公约和双边司法协助条约办理民商事案件司法文书送达和调查取证司法协助请求的规定

- 【发布单位】最高人民法院
- 【发布文号】法释〔2013〕11号
- 【发布日期】2013-04-07
- 【实施日期】2013-05-02
- 【内容提要】根据该规定：
- 人民法院协助外国办理民商事案件司法文书送达和调查取证请求，适用对等原则，并应当进行审查。
  - 最高人民法院统一管理全国各级人民法院的国际司法协助工作。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201305/t20130502\\_183818\\_1.htm](http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201305/t20130502_183818_1.htm)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

● 劳务派遣用工的比例新动向——“三个不能”原则

● 危险化学品使用量的数量基準（2013年版）

- 【発布機関】国家安全生产监督管理总局、公安部、農業部
- 【発布番号】国家安全生产监督管理总局、公安部、農業部公告 2013 年第 9 号
- 【発布日】2013-04-19
- 【背景】「危险化学品安全管理条例」（国务院令 第 591 号）第 29 条の規定によると、危険化学品を使用して生産に従事し、且つ使用量が規定数量に達する化学工業企業（危険化学品生産企業に該当する場合は除く）は、当該条例の規定に照らして危険化学品安全使用許可証を取得しなければならない。このため、関係部門は「危険化学品使用量の数量基準（2013年版）」を制定した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2013/0423/202281/content\\_202281.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2013/0423/202281/content_202281.htm)

● 国際条約と二国間の司法協力条約に基づく民商事事件の司法文書送達および調査立証司法互助要請に関する規定

- 【発布機関】最高人民法院
- 【発布番号】法释〔2013〕11号
- 【発布日】2013-04-07
- 【実施日】2013-05-02
- 【概要】本規定によると、以下の通りである。
- 人民法院は、外国の民商事事件の司法文書送達および調査立証要請に協力する際に、対等原則を適用し、審査を行わなければならない。
  - 最高人民法院は全国各級人民法院の国際司法協力作業を統一管理する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201305/t20130502\\_183818\\_1.htm](http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201305/t20130502_183818_1.htm)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関連する新着情報

● 劳务派遣従業員使用の割合に関する新動向——「三つの不可」の原則

据悉，人力资源和社会保障部在近期召开的全国劳动关系工作座谈会上指出，贯彻实施《[劳动合同法修正案](#)》的“三个不能”原则，即：

1. 不能产生大规模失业，造成失业问题；
2. 不能产生新的群体性矛盾，影响社会稳定；
3. 不能阻碍企业的正常生产经营。

“三个不能”原则，主要针对劳务派遣用工的比例问题。从目前最新的消息来看，多数意见主张在10%至20%之间（以10%为主），有少数意见主张比较严格的5%（以工会的意见为主），也有意见认为应当设定浮动比例和过渡期（例如，在3年内逐步将比例从30%降低至10%，等等）。如果按照“三个不能”原则的精神，那么，确定为5%的可能性比较小，因为这过于严格，有可能导致较多失业、矛盾，而确定为10%至20%之间某一比例的可能性就相对大一些，另外，设定过渡期也是较有可能采取的缓冲措施。

（里兆律师事务所 2013 年 05 月 06 日整理编写）

● [2013 年一季度全国劳动争议案件增长率高于同期 GDP 增长率](#)

[国家人力资源和社会保障部 2013 年 04 月 25 日发布的](#)数据显示，2013 年一季度，全国各地劳动争议仲裁调解机构共受理劳动争议案件 15.95 万件，同比增长 8.5%，高于 2013 年全国第一季度的 GDP 增长率 7.7%；同时，以上劳动争议案件涉及劳动者共计 21.48 万人，同比增长 7.2%。

对于上述数据，律师的解读是：

1. 劳动者的维权意识提高了。劳动争议案件增长率高于 GDP 增长率，一方面，说明在国家“稳增长”的大背景下，用人单位“遵守劳动法规、保障劳动者权益”的落实情况总体上仍不太乐观；另一方面，更重要的是，在《劳动合同法》等一系列劳动法律、法规政策不断出台、完善的法律环境下，劳动者更善于采用法律手段理性维护自身权益。
2. 劳动者的维权技巧提高了。15.95 万个案件，涉及 21.48 万人，说明涉及不止 1 名劳动者的集体劳动争议案件占了一定比例。这一定程度说明，劳动者不但能采用法律手段理性维权，还逐渐会采用组团的方式进行维权。

人的資源社会保障部が昨今開催した全国労働関係業務座談会において、[「労働契約法改正案」](#)の実施徹底に関する以下の「三つの不可」の原則を示した。

1. 大規模な失業を生み出し、失業問題を生じさせてはならないこと。
2. 新たな群衆事件を起こし、社会の安定を阻害してはならないこと。
3. 企業の正常な生産経営に支障をきたしてはならないこと。

「三つの不可」の原則は、主として劳务派遣従業員の使用の割合に関してのものである。現時点での最新情報では、多数意見は 10%から 20%の間の割合を主張し（10%が主である）、少数意見ではより厳しい 5%の割合を主張しており（労働組合の意見が主である）、変動的割合と移行期間を設けるべきであるという意見もある（例えば、3年間で割合を30%から徐々に10%に引き下げること）。「三つの不可」の原則に照らした場合、5%の割合では厳しすぎ、多くの失業、対立を生むおそれがあるため、5%の割合に確定される可能性はやや低く、10%から 20%の間のいずれかの割合で確定される可能性が相対的に高いと思われる。また、移行期間を設定することも緩衝措置として講じられる可能性が高い。

（里兆法律事務所が 2013 年 5 月 6 日付で作成）

● [2013 年第 1 四半期の全国労働紛争事件増加率が同期 GDP 成長率を超える](#)

[「国家人的資源社会保障部が 2013 年 4 月 25 日に発布したデータ](#)によると、2013 年第 1 四半期において、全国各地の労働紛争仲裁調停機関が受理した労働紛争事件は 15.95 万件であり、前年同期比 8.5%の増加となり、2013 年の全国第 1 四半期 GDP 成長率 7.7%を超えた。また、上記労働紛争事件にかかわる労働者は計 21.48 万人であり、前年同期比 7.2%の増加となった。

上記データに関する、筆者の見解は以下の通りである。

1. 労働者の権益保護の意識が高まっている。労働紛争事件の増加率が GDP 成長率を超えるということは、一方では、国の「安定成長」という大きな流れの中で、全体的に見て使用者の「労働法規の遵守、労働者権益の保障」の実施状況は依然として芳しくないことを示しており、もう一方では、より重要なことであるが、「労働契約法」などの一連の労働法律、法規、政策が立て続けに公布、整備されている法的環境の下、以前に増して労働者が法的手段を通じて理性を保って自己の権益を守ることができるようになったことを示している。
2. 労働者の権益保護の手法が向上した。件数 15.95 万件、当事者 21.48 万人とは、労働者 1 名にとどまらない集団労働紛争事件が一定割合を占めていることを示している。これはある程度において、労働者が法的手段により理性を保って権益保護を行うことができるようになっただけでなく、徐々に集団方式で権益を守るようになってきていることを示している。

労働者の维权意识和维权技巧提高了，给用人单位的劳动管理带来了更多挑战。在中国劳动法律不断完善的大环境中，用人单位唯有摒弃传统的劳动管理方式，加强劳动管理思维的法律化，劳动管理体系、手段的合法化、合理化，才能尽可能地避免卷入劳动争议。

(里兆律师事务所 2013 年 04 月 28 日整理编写)

● 中国法院知识产权司法保护状况 (2012 年) 及典型案例

日前，最高人民法院公布了《中国法院知识产权司法保护状况 (2012 年)》(白皮书)、2012 年中国法院知识产权司法保护 10 大案件和2012 年中国法院知识产权司法保护 50 个典型案例，并首次公布今年开始评选的2012 年中国法院知识产权司法保护 10 大创新性案件。

此次公布的案例，都具有较强的法律适用典型意义及较大社会影响，不仅展示了中国法院知识产权司法保护工作的成绩和力度，同时也为当事人提供了可资借鉴的维权范本。

(里兆律师事务所 2013 年 04 月 28 日整理编写)

● 《消费者权益保护法修正案 (草案)》公开征求意见

日前，《中华人民共和国消费者权益保护法修正案 (草案)》经立法机关初次审议并公布，向社会公开征求意见 (截止日期：2013 年 05 月 31 日)。

该修正案草案从明确个人信息保护、完善“三包”规定、加大对欺诈行为的惩罚力度等方面，充实细化了消费者权益的规定；从明确召回缺陷商品的义务、明确经营者的举证责任、强化广告经营者、发布者的责任等方面，强化了经营者的义务与责任；从保护消费者的知情权、选择权、损害赔偿请求权等方面，规范了网络购物等新的消费方式。

备注：《消费者权益保护法》是消费者权益保护方面的基本法令，于 1993 年制定。随着经济社会不断发展，中国消费方式、消费结构和消费理念发生了很大变化，在消费者权益保护领域出现了不少新情况、新问题，因此，需要修改。

(摘自全国人民代表大会网站；2013 年 04 月 28 日发布)

労働者の權益保護意識の高まりおよび權益保護手法の向上は、使用者の労務管理への更なる挑戦となっている。中国労働法令が絶えず整備されているという大きな流れにおいては、使用者が従来型の労務管理方式を捨て、労務管理に関する法的意識を強化し、労務管理体制、手段の適法化、合理化を進めることこそが、労働紛争に巻き込まれる状況を最大限に回避することを可能にするのである。

(里兆法律事務所が 2013 年 4 月 28 日付で作成)

● 中国裁判所の知的財産権司法保護状況 (2012 年) および典型判例

先頃、最高人民法院は「中国裁判所の知的財産権司法保護状況 (2012 年)」(白書)、2012 年中国裁判所の知的財産権司法保護の 10 大事件および2012 年中国裁判所の知的財産権司法保護の 50 件の典型判例を公布し、今年から評価選考を始めた2012 年中国裁判所の知的財産権司法保護の 10 大革新的事件を初めて公布した。

この度公布された判例は、いずれも高い法律適用の典型意義を有し、且つ社会への影響が大きなものであり、中国裁判所の知的財産権司法保護作業の業績と力の入れ具合を示すだけでなく、手本とするに足る權益保護の見本を当事者に提供するものでもある。

(里兆法律事務所が 2013 年 4 月 28 日付で作成)

● 「消費者權益保護法修正案 (草案)」がパブリックコメントを募集する

先頃、「中華人民共和國消費者權益保護法修正案 (草案)」が立法機關の初回審議を経て公布され、パブリックコメントを募集している (締め切りは 2013 年 5 月 31 日である)。

本修正案草案は、個人情報保護の明確化、「三包」規定の整備、詐欺行為に対する制裁力の強化などの観点から、消費者權益に関する規定を充実させ詳細にした。欠陥商品のリコールに関する義務の明確化、事業者の立証責任の明確化、広告事業者、発布者の責任の強化などの観点から、事業者の義務と責任を強化した。消費者の知る権利、選ぶ権利、損害賠償請求権の保護などの観点から、オンラインショッピングなどの新たな消費方式を規範化した。

備考：「消費者權益保護法」は消費者權益保護に関する基本法令であり、1993 年に制定された。経済社会の絶え間ない発展に従い、中国の消費方式、消費構成および消費理念に大きな変化が生じ、消費者權益保護において、新たな状況、新たな問題が多く発生したため、改正が必要となった。

(2013 年 4 月 28 日付の全国人民代表大会ウェブサイトより抜粋)

- 天津市用人单位期满终止劳动合同可不再提前通知或支付代通知金

天津市人力资源和社会保障局于2013年04月16日颁布《天津市贯彻落实<劳动合同法>若干问题的规定》（“津人社局发〔2013〕24号”），自2013年05月01日起实施。

律师注意到，“津人社局发〔2013〕24号”文第18条规定，自2013年05月01日起，用人单位因劳动合同约定期限届满与劳动者终止劳动合同的，用人单位不再按《天津市实行劳动合同制度若干问题的补充规定》（“津劳局〔1998〕439号”）第14条规定执行终止劳动合同的相关义务（即，提前30天书面通知劳动者；未提前30天书面通知的，应支付劳动者本人一个月工资的补偿金）。即：自2013年05月01日起，天津市用人单位可在劳动合同约定期限届满时，直接终止劳动合同，无需提前通知劳动者或向劳动者支付补偿金（实务中称为“代通知金”或“代通金”）。

“津人社局发〔2013〕24号”文第18条的规定，降低了用人单位终止劳动合同的不合理成本，也使天津市的相关地方性劳动政策与现行《劳动合同法》的相关规定保持一致。

（里兆律师事务所 2013年04月28日整理编写）

- 今後、天津市の使用者が労働契約を期間満了により解除する場合、事前通知又は事前通知に代わる補償金の支払いを行わない

天津市人的資源社会保障局は2013年4月16日に「天津市の『労働契約法』の実施徹底に伴う若干事項に関する規定」（津人社局発〔2013〕24号）を公布し、2013年5月1日から施行した。

上記「津人社局発〔2013〕24号」文書の第18条の規定によれば、2013年5月1日から、使用者が労働契約で取り決めた契約期間の満了を理由に労働者との労働契約を終了する場合、使用者は「天津市の労働契約制度実施に伴う若干事項に関する補充規定」（津劳局〔1998〕439号）第14条に基づく労働契約終了に伴う関連義務（即ち、30日前までに労働者へ書面通知を行うとし、30日前までに書面通知を行わない場合は労働者本人の一ヶ月分の賃金に相当する補償金を支払わなければならないこと）を負わなくなるとされている。つまり、2013年5月1日以降、天津市の使用人は労働契約で取り決めた契約期間の満了時に、直接、労働契約を終了することが可能となり、労働者への事前通知または労働者への補償金（実務では「代通知金」又は「代通金」（即ち、事前通知に代わる一ヶ月分の賃金に相当する補償金）という）の支払いが不要となった。

「津人社局発〔2013〕24号」文書第18条の規定は、使用者の労働契約終了に伴う不合理なコストを引き下げると共に、天津市当地の地方労働政策と現行「労働契約法」の関連規定を一致させるものでもある。

（里兆法律事務所が2013年4月28日付で作成）